

高齢期要求全都共同行動（対自治体）の説明

I 意義と課題

1 消費税増税、国保料(税)の連続引き上げ、高齢者への医療費窓口2割負担のねらいなど、国民を貧困に追い込む道が政府の手で進められています。憲法25条が骨抜きにされようとしています。

近年、国も自治体も「日本の社会保障は、自助・自立が前提」との考えを露骨に押し出しています。この方向は、2000年に創設された介護保険制度から始まり、2008年の後期高齢者医療制度に引き継がれ、2018年の国民健康保険制度の都道府県広域化へと連動しています。この流れの枠の中では展望は開けません。

高齢期要求全都共同行動の目的は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」とする憲法25条の実現です。

私たちは、政治経済の抜本的転換をめざして運動します。2割負担反対署名、国会要請、年金裁判、厚労省座り込み、25条集会等はその具体的取り組みです。

私たちは、自治体が、憲法25条に反する流れに与することなく、住民の健康で文化的な最低限度の生活を守るために独自の具体的施策を展開することを求めます。高齢期要求全都共同行動の各自治体への要請提出と自治体との話し合いは、その具体的行動です。

2 高齢期要求で自治体との話し合いを設定することにより、高齢期に問題を絞って時間をかけて担当者と話し合うことができます。「総行動」「大運動」などで高齢期の要求を含んで自治体交渉などを行っている場合も、可能な限り独自の要請提出と話し合いを設定することを目指しましょう。

3 集めたアンケートは、全都の状況を分析する資料になります。他の地域でどのような施策が実現しているかを知る資料になり、地域の運動を進める力にもなります。

4 全区市町村に、要請を提出し自治体との話し合いを持つことをめざします。
全区市町村から、高齢者に関するアンケートをとることをめざします。
この運動を契機に地域で取り組む仲間が話し合いの場を持つことをめざします。

II 実行委員会の体制

- 1 運動の名称「高齢期要求全都共同行動」
- 2 東京段階の団体名「高齢期要求全都共同行動実行委員会」とする。

今までは、5団体の共同行動としてやってきました。しかし、

- ① すべての地域で5団体がそろって自治体との話し合いに臨むことができない
- ② 地域によっては、自治体との話し合いに5団体以外の多くの団体が参加する。自治体側から5団体に入っていないことを指摘された例がある。

そこで、5団体で打ち合わせ、今年から実行委員会名でやることになりました。

3 実行委員会代表委員

杉山 文一（東京高齢期運動連絡会会長・全日本年金者組合東京都本部執行委員長）

城田 尚彦（東京都老後保障推進協会会長）

松田 隆浩（全日本建設交運一般労働組合東京都本部執行委員長）

畑中 久明（三多摩高齢期運動連絡会代表）

4 事務局は、年金者組合東京都本部

豊島区南大塚3-43-13 スミヨシビル3階

TEL 03-3986-8566

FAX 03-3986-8567

III 取り組みの進め方

I 意思統一集会

23区 5月27日 14:00 豊島区東部区民事務所

三多摩 6月 3日 14:00 国分寺労政会館

- (1) 昨年度の自治体アンケートまとめ冊子(2分冊)を各地域に2部配布
- (2) 地域での要請書の作成資料となる要請書ひな形を配布
- (3) 高齢期要求全都共同行動(対自治体)の取り組みを意思統一します
- (4) 地域ごとの運動を交流し、取り組みについて打ち合わせを行います

2 地域でのとりくみ

1) 要請書作り

(A)【基本】

地域で取り組む団体が集まって相談し、自分たちの生活実態を洗い出し、地域の実態を考え、要求を集約して、地域独自の要請書をつくることを基本にします。東京の実行委員会が提供する「ひな形」は、要請書をまとめる際の参考にして下さい。

(B)【Aが困難である場合】

- ① 「ひな形」をもとにして、地域独自の要請内容を付け足す。
- ② 「ひな形」を要請書として使う。

(★) 就労の要求について

就労に関する要求は、建交労がまとめました。独自に要請書を作成する地域は「ひな形」にある就労に関する要求の内容をぜひ要請内容に入れて下さい。

2) 要請書の提出者名

(A) 【基本】

要請書の提出者名は、地域の団体たとえば〇〇高齢期運動連絡会で行います。または、地域で取り組みに参加する団体、たとえば年金者組合の支部、医療生協、地域労連、生活と健康を守る会等の連名で行います。

(B) 【地域の事情によっては】

地域で取り組む団体の事情、自治体との関係などによっては、高齢期要求全都共同行動実行委員会名（要請書の「ひな形」の団体名）を使っても結構です。また、共同で行う体制を取ることができなかった場合も、今年は年金者組合の支部など1団体の名前でも要請書を提出し、共同の取り組みにすることを次年度以降の課題にしましょう。

3) 自治体への要請書提出の時期

予算編成のことを考えれば、夏のうちに要請書を提出することを目指したいと思います。しかし、それぞれの地域によって夏に提出するのが難しいこともあると思います。今年は、提出の時期が遅れても要請を行うことを大切にし、次年度以降なるべく要請の時期を早めることをめざしましょう。

4) 文書回答の追求

昨年度は、12月までに要請への文書回答を得た7区10市からの事務局へ回答が集中され、中間交流集會に回答内容を提供することができました。全地域で、要請書への文書回答を受けることを追求しましょう。

5) 話し合いの設定

自治体との話し合いの場を設定し、みんなで参加して、生活の実態を伝え、生の要求を伝えることを重視しましょう。

地域に建交労の組織がないところは、話し合いの日が決まったら、ぜひ建交労都本部に連絡して下さい。建交労から自治体との話し合いに参加する体制をとります。

6) 自治体アンケート

自治体へのアンケートは、高齢期要求全都共同行動実行委員会名で作成しますので、それを各自治体に提出し記入してもらって下さい。地域で独自に質問項目を作成する場合も、全都共通の内容は一緒に聞くようにして下さい。

7) 東京の実行委員会への集中

- (1) 区市町村で自治体に提出した要請書と自治体からの回答のコピーを事務局に送って下さい。
- (2) 区市町村に記入してもらった自治体アンケートのコピーを事務局に送って下さい。

3 中間交流集会

時期を見て、各地域の自治体への取り組みを交流する集会を実施します。

4 模索しながら

取り組みの進め方についても、各地域からの意見を出していただき、相談しながら進めていきたいと思えます。

IV ブロック打ち合わせ（23区）

東 江東・墨田・荒川・足立・葛飾・江戸川
西 新宿・渋谷・世田谷・中野・杉並
中 千代田・中央・文京・台東
南 港・品川・目黒・大田
北 豊島・北・板橋・練馬

資料について

■今日お渡しする資料

- ① 自治体アンケートのまとめ2分冊各2部
- ② 共同行動（対自治体）の説明（本文書）
- ③ 自治体への要請書ひな形
- ④ 自治体への申し入れ書

■②・③・④の資料は、

*<http://sugaya.sub.jp/kourei/zento/>

から取ることができます。

修正しやすいワードのファイルも置いてあります。

*必要な場合は、nenkinto@dream.jp

にご連絡いただければ

Eメールでお送りすることもできます。